



日本風景街道のしくみと、今後の展望

平成26年2月14日

道路局 環境安全課
道路環境調査室

森本 励



米国シーニックバイウェイ

取組の経緯

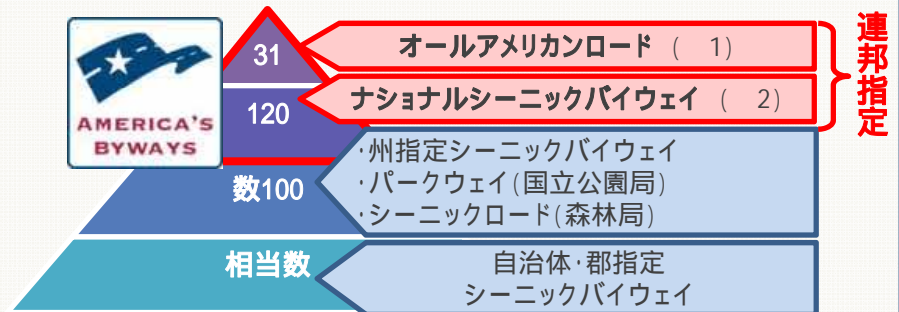
- 1965年 道路美化法の制定【沿道景観整備】
- 1989年 シーニックバイウェイ調査法の制定
〔国家ガイドライン(案)や経済効果の研究等を進めることを規定〕
- 1992年 シーニックバイウェイ国家諮問委員会を設置
〔ナショナルシーニックバイウェイプログラム(指定基準、登録方法、連邦の支援策等)を検討〕
- 1993年 シーニックバイウェイ国家諮問委員会報告書を提出
〔ナショナルシーニックバイウェイプログラムの策定〕
- 1997年 ナショナルシーニックバイウェイプログラムに対する予算措置を開始
- 2012年 ナショナルシーニックバイウェイプログラムから代替交通プログラム(TA)に切替えて予算措置
〔TAは、歩行者と自転車の安全、歴史遺産の保護、旅行者ウェルカムセンターの施設の整備等に予算配分〕

体制

- ・活動主体(地域の自治体、企業、NPO等)
- ・連邦政府・州政府
- ・ファンデーション(非課税非営利慈善団体)
〔活動主体への情報提供・サポート、教育・研修を実施〕

ルート認定の状況

- ・連邦が指定するルートは151ルート(2012年)
- ・州からの推薦を受け、連邦政府が認定

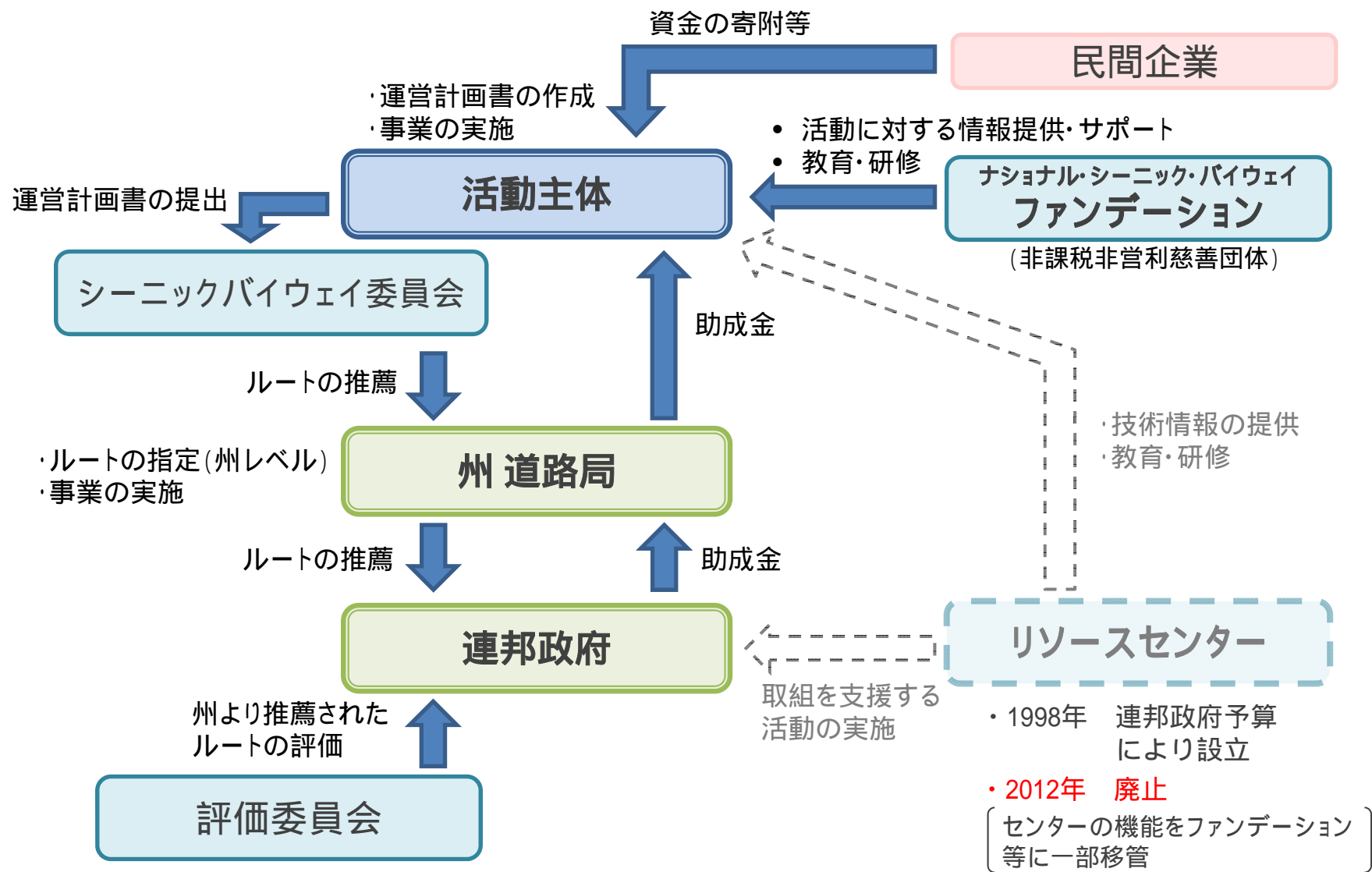


- 1 オールアメリカンロードは、「景観性」、「歴史性」、「自然性」、「文化性」、「考古学性」、「レクリエーション性」の6つの特性のうち2つ以上に該当
- 2 ナショナルシーニックバイウェイは、上記の6つの特性のいずれかに該当

予算の仕組み

連邦政府が州政府を經由して、活動団体に助成金を交付
<助成対象>

- 州シーニックバイウェイの計画、設計、開発
- コリドー管理計画の策定、更新、遂行
- 認定に伴う、交通量増加やハイウェイ走行車種の変化等に対応した交通安全対策事業
- バイウェイ関連施設の整備(歩行者・自転車用設備、休憩所、展望所等) 道路本体を除く
- レクリエーションへのアクセス向上
- 資源の保全(景観・歴史・文化・自然・考古学等)
- バイウェイ関連の広報活動
- マーケティング



取組の経緯

- 2003年 北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会を設置
- 2004年 景観法の制定
- 2005年 北海道でシーニックバイウェイを運用開始
日本風景街道戦略会議を設置
- 2007年 日本風景街道戦略会議「日本風景街道の実現に向けて 提言」とりまとめ
日本風景街道のパートナーシップの活動支援に関する予算措置を開始（2010年廃止）
- 2010年 社会資本整備総合交付金が創設され、日本風景街道の景観整備や案内看板等の整備を助成

体制

- ・風景街道パートナーシップ
活動に応じて必要な組織（地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、地方公共団体）
+
道路管理者

風景街道地方協議会（地方ブロック毎）

パートナーシップ会議（地方ブロック毎）

テーマ別意見交換会（全国）

ルート認定の状況

- ・91ルート（2007年12月）
131ルート（2013年10月末時点）
- ・地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」にてルート認定（随時募集、順次登録）

予算の仕組み

- ・社会資本整備総合交付金や社会実験、官民連携事業等を活用して、景観整備や駐車場整備、アクセスの改善、案内看板、案内マップの作成等を実施

【社会資本整備総合交付金】

住宅・社会資本の整備

- （例）
 - ・電線類地中化
 - ・景観舗装
 - ・バリアフリー

+

効果促進事業

- （例）
 - ・観光案内看板の整備
 - ・案内マップの作成
 - ・レンタサイクル

整備計画に掲げる政策目標の達成
（成果指標で事後評価）

美しい国土景観の形成

自然景観の改善や歴史的町並みの保全 等

活動に応じて必要な組織

地域住民

NPO

町内会・自治会

企業

大学関係者

警察

地方公共団体
(市町村等)

その他

多様な主体による協働



道路の管理者

地域活性化への寄与

歴史文化などの伝承や世代間交流の促進 等

観光振興への寄与

地域資源の情報発信や来訪者を楽しませる工夫 等

風景街道地方協議会（地方ブロック毎）： ルート登録事務や活動支援等を実施

パートナーシップ会議（地方ブロック毎）： 地方ブロックでの取組事例の紹介や情報交換、意見交換などを実施

テーマ別意見交換会（全国）： 全国で共通するテーマで活動するパートナーシップが集まり、特定の活動内容や課題について議論を実施